

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、自宅で休養し治してください。

医師より登校許可が出ましたら、下記の学校感染症報告書に記入し、提出してください。

学校感染症とお休みする期間の目安 (期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。) 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス(COVID-19)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで 医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで

(問合せ先 担当 保健室 電話(代) 044-911-7107)

キリトリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

年 組 番 氏名

保護者等自書

欠席の理由(診断名)	
欠席の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた医療機関名	受診日 月 日

※この報告書は登校開始後、すみやかに担任へ提出してください。(担任→保健室)

下記は学校記入欄です。

電話連絡確認済 ()